

# 社会人学生のための専門実践教育訓練給付制度【助産学科・看護学科】

## 専門実践教育訓練給付制度

本校 助産学科は、令和 5 年 4 月より、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練での「教育訓練給付制度指定講座」に指定されました。この制度は、令和 5 年 4 月入学生から適用されます。

本校 看護学科は、令和 5 年 10 月より、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練での「教育訓練給付制度指定講座」に指定されました。この制度は、令和 6 年 4 月入学生から適用されます。

## 専門実践教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の在職者の方、または離職者の方が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講した時に、教育訓練にかかった経費の一部について、給付金の支給が受けられるという制度です。

## 給付資格対象者とは

### ○初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方

本校入学式までに 2 年以上同じ会社で働いているか、離職をしたが 1 年以内に就職し通算して 2 年以上働いている方（※）

### ○過去に教育訓練給付の支給を受けたことがある方

以前の利用から受講開始日までに 3 年以上経過しており、3 年以上同じ会社で働いているか、離職したが 1 年以内に就職し通算して 3 年以上働いている方（※）

※いずれも働いている期間は、雇用保険に加入していることが条件です。

## 支給額

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額がハローワークから支給されます。

時期 支給額	専門実践教育訓練の 受講中	専門実践教育訓練の 修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費※×右欄の割 合)	50%	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日 から 1 年以内に被保険者として雇用され た場合  70%  教育訓練経費の 70%で給付金を再計算 し、既支給分の差額が支給されます。

※教育訓練経費とは、申請者本人が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計金額をいいます。

※教科書・パソコンなどの器材・白衣等の費用、交通費等は含まれません。

## 支給申請手続き

### ①ハローワークで受給資格を確認

給付要件を満たしているかどうか、最寄りのハローワークにてご確認ください。

### ②「訓練前キャリアコンサルティングの受講」と「受講前申請」(入学の1カ月前まで)

受給資格のある方は、ハローワークで訓練対応キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、「ジョブ・カード」を作成した後、ハローワークなどで配付する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』と『ジョブ・カード』及びその他の必要書類を住民票所在地のハローワークへ提出してください。

※この手続きは、受講開始日(4月1日)の1カ月前までに行う必要があります。

※在職者の場合、訓練前キャリアコンサルティングを受けずに勤務先の雇用保険の適用事業所の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することが可能です。

### ③受講開始・受講開始後

当校の受講開始日は、4月1日です。その後は6カ月ごとにハローワークで「支給申請」してください。

### ④資格取得・就職後

資格取得後、受講修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、追加給付の申請が可能です。

## 問い合わせ

受給には、入学前に本人の申請等が必要です。

受給資格、申請方法などの詳細は、ハローワークにお問合せください。

下記のページでも本制度について、詳しく紹介されていますので、ご参照ください。

教育訓練給付制度 | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

ハローワークインターネットサービス - 教育訓練給付制度 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

## 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	助産学科		
実施方法	① 通学 ( <input checked="" type="radio"/> 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号(15桁)	3312001	—	2310011 — 9
講座の創設年月日	令和 5年 4月 1日	過去一年の講座実績	入講者数( 2 人) 修了者数 ( 人)
講座の創設年月日	令和 8年 3月 31日まで		
訓練期間	12 ヶ月	総訓練時間	960 時間
<b>1. 教育訓練目標</b>			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 助産師 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	保健師助産師看護師法に定められた要件を満たしていること		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	病院・診療所・助産院等		
<b>2. 教育訓練の内容</b>			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
助産学概論	15	施設責任者が指定するもの	
母子の基礎科学	30		
ウイメンズヘルス論	30		
家族の心理・社会学	30		
助産学研究	45		
周産期の診断と技法	45		
助産診断・技術学Ⅰ妊娠期	45		
助産診断・技術学Ⅱ分娩期	45		
助産診断・技術学Ⅲ産褥期・新生児	45		
助産技術演習	30		
健康教育技法	30		
地域母子保健	45		
助産管理学	30		
助産学実習Ⅰ妊娠期	90		
助産学実習Ⅱ分娩期	135		
助産学実習Ⅲ産褥期・新生児	90		
助産学実習Ⅳ継続事例	45		
健康教育実習	45		
地域母子保健実習	90		↓
<b>3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)</b>			
①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	看護師免許の取得		
③その他	特になし		
〔 特 記 事 項 〕			

## 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	看護学科 ( 3 年 課 程 )				
実施方法	① 通学 ( 昼間・夜間・土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	3312001	—	2320011	—	9
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数( 人)	修了者数 ( 人)	
令和 5 年 10 月 1 日	令和 8 年 9 月 30 日まで				
訓練期間	36 ヶ月		総訓練時間	3030 時間	
<b>1. 教育訓練目標</b>					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 看護師 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		保健師助産師看護師法に定められた要件を満たしていること			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		病院・診療所・介護施設等			
<b>2. 教育訓練の内容</b>					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
論理学		30	施設責任者が指定するもの		
教育学		30			
情報科学Ⅰ(情報処理)		15			
情報科学Ⅱ(統計処理)		30			
情報科学Ⅲ(保健医療における情報通信技術)		15			
生活科学		30			
外国語Ⅰ(英文の解釈)		30			
外国語Ⅱ(英会話)		30			
社会学		30			
家族関係論		15			
心理学		30			
人間関係論		30			
倫理学		30			
保健体育		30			
解剖生理学Ⅰ(細胞・組織、消化・吸収、代謝、内分泌)		30			
解剖生理学Ⅱ(呼吸、循環、血液、免疫)		30			
解剖生理学Ⅲ(脳神経、感覚器、運動器)		30			
解剖生理学Ⅳ(腎・泌尿器、生殖器)		30			
生化学		15			
病理学総論		15			
病理学Ⅰ(消化器、内分泌)		30			
病理学Ⅱ(呼吸器、循環器、血液)		30			
病理学Ⅲ(脳神経、感覚器、運動器)		30			
病理学Ⅳ(腎・泌尿器、生殖器、免疫)		30			

臨床治療論	30		
微生物学	15		
薬理学	30		
栄養学	15		
臨床判断Ⅰ(変化への気づきと判断:呼吸器疾患)	15		
臨床判断Ⅱ(変化への気づきと判断:消化器疾患)	15		
保健医療論	15		
公衆衛生学	15		
社会福祉	15		
関係法規Ⅰ(法令)	15		
関係法規Ⅱ(看護の法と責任)	15		
健康教育論	15		
看護学概論	30		
共通基本技術Ⅰ(コミュニケーション)	15		
共通基本技術Ⅱ(安全・安楽の技術)	30		
共通基本技術Ⅲ(フィジカルアセスメント)	30		
共通基本技術Ⅳ(看護過程と臨床判断)	30		
生活援助技術Ⅰ(生活行動を整える技術:環境・活動)	30		
生活援助技術Ⅱ(生活行動を整える技術:食事・排泄)	30		
生活援助技術Ⅲ(生活行動を整える技術:清潔)	30		
診療関連援助技術Ⅰ(診療に伴う援助技術:与薬)	30		
診療関連援助技術Ⅱ(診療に伴う援助技術:検査・治療・処置)	30		
臨床看護総論(主要症状別看護)	15		
看護研究	30		
生活を支える看護Ⅰ(地域のなかでの暮らし)	15		
生活を支える看護Ⅱ(地域における支援)	15		
在宅療養を支える看護Ⅰ(概論)	30		
在宅療養を支える看護Ⅱ(健康維持の看護)	30		
在宅療養を支える看護Ⅲ(健康障害の看護)	15		
在宅療養を支える看護Ⅳ(看護技術)	15		
成人看護学概論(対象理解及び経過別の理解・成人保健)	30		
成人看護援助論Ⅰ(急性期:周手術期・救急・クリティカルケア)	30		
成人看護援助論Ⅱ(回復期)	30		
成人看護援助論Ⅲ(慢性期:自己管理支援、長期療養者の看護)	30		
成人看護援助論Ⅳ(終末期)	30		
成人看護援助論Ⅴ(看護過程演習:急性期回復期・慢性期)	30		
老年看護学概論	15		
老年看護援助論Ⅰ(対象の理解)	30		
老年看護援助論Ⅱ(看護の方法)	30		
老年看護技術論	15		
小児看護学概論	30		
小児健康論	30		
小児看護援助論	30		
小児看護技術論	15		
母性看護学概論	15		
母性健康論	30		
母性看護援助論	30		
母性看護技術論	30		
精神看護学概論	30		
精神健康論	15		
精神看護援助論	30		
精神看護技術論	15		
看護管理	15		
災害看護と国際看護	30		

医療安全	15		
総合看護技術演習	30		
看護研究演習	30		
基礎看護学実習Ⅰ（生活環境・対象の理解・生活の援助）	45		
基礎看護学実習Ⅱ（看護過程と臨床判断）	90		
成人看護学実習Ⅰ（急性期回復期の看護）	90		
成人看護学実習Ⅱ（障害とともに生きる人を支える看護）	45		
成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期の看護）	90		
成人・老年看護学実習Ⅱ（終末期の看護）	90		
老年看護学実習	90		
小児看護学実習	90		
母性看護学実習	90		
精神看護学実習	90		
地域・在宅看護論実習Ⅰ（地域で暮らす人々への支援）	45		
地域・在宅看護論実習Ⅱ（在宅療養を支える看護）	90		
統合実習	90		▼

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校または中等教育学校卒業
③その他	特になし

〔特記事項〕

--